

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年香川県広域水道企業団条例第2号）

- 1 国家公務員の非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されることとの均衡を考慮して、企業団の非常勤職員の育児休業の取得要件について、引き続き在職した期間が1年以上であるとする規定を削除する等の所要の改正を行うこととした。
- 2 令和4年4月1日から施行することとした。